

宇宙航空研究開発機構主務大臣評価 第4期中長期目標期間実績一覧

評価項目	各府省担当評価項目 (●は部分的に所掌している項目)				平成30年度 評定		令和元年度 評定		令和2年度 評定		令和3年度 評定		令和4年度 評定		令和5年度 評定		第4期見込 評定	
	内閣	総務	文科	経産	JAXA	主務大臣	JAXA	主務大臣	JAXA	主務大臣	JAXA	主務大臣	JAXA	主務大臣	JAXA	主務大臣	JAXA	主務大臣
III.3 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施	○	○	○	●	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A		A	
III.3.1 準天頂衛星システム (旧:3.1 準天頂衛星システム等)	○	○	○	○	B	B	B	B	B	B	A	A	A	A	S		A	
III.3.2 海洋状況把握・早期警戒機能等	○	○	○		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		S	
III.3.3 宇宙システム全体の機能保証強化	○	○	○		B	B	B	B	B	B	B	B	A	A	B		A	
III.3.4 宇宙状況把握	○	○	○		B	B	B	B	A	A	A	A	S	S	A		A	
III.3.5 次世代通信サービス (旧:3.10 衛星通信等の技術実証)	○	○	○	○	B	B	B	B	A	A	B	B	B	B	B		A	
III.3.6 リモートセンシング (旧:3.5 衛星リモートセンシング)	○	○	○	○	S	S	S	S	S	S	S	S	A	A	S		S	
III.3.7 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術(追跡運用技術、環境試験技術等)	○	○	○	○	A	A	S	A	A	A	A	A	A	A	A		A	
III.3.8 宇宙科学・探査※1	○	○	○	○	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	
III.3.9 月面における持続的な有人活動 (旧:3.7 国際宇宙探査)	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A		S	
III.3.10 地球低軌道活動 (旧:3.8 ISSを含む地球低軌道活動)	○	○	○	○	A	A	S	A	A	A	S	A	B	C	A		A	
III.3.11 宇宙輸送 (旧:3.9 宇宙輸送システム)	○	○	○	○	A	A	B	B	B	B	C	C	C	C	S		A	
III.4 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組	○	○	○	○	S	S	S	S	S	S	A	A	S	S	S		S	
III.4.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組	○	○	○	○	S	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		A	
III.4.2 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化(スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む)	○	○	○	○	S	S	S	S	S	S	A	A	S	S	S		S	
III.5 航空科学技術			○		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	
III.6 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化※2	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B		B	
III.7 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組	●	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A		A	
III.7.1 国際協力・海外展開の推進及び調査分析	○	○	○	○	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	S		S	
III.7.2 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献	○	○	○	○	S	A	S	S	A	A	A	A	A	A	A		A	
III.7.3 プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保			○	○	A	A	A	A	A	S	A	B	B	C	A		A	
III.7.4 情報システムの活用と情報セキュリティの確保			○	○	A	B	A	A	A	A	B	B	A	A	B		A	
III.7.5 施設及び設備に関する事項			○	○	A	A	A	S	A	A	A	A	A	A	A		A	
III.8 情報収集衛星に係る政府からの受託	○	○	○		A	A	S	A	A	A	A	A	A	A	S		S	
IV 業務運営の改善・効率化に関する事項			○	○	B	B	B	B	B	B	A	A	B	B	B		B	
V 財務内容の改善に関する事項			○	○	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B		B	
VI.1 内部統制			○	○	B	B	B	B	B	B	B	B	B	C	B		B	
VI.2 人事に関する事項			○	○	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	B		A	
VI.3 中長期目標期間を超える債務負担			○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		B	
VI.4 積立金の使途			○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	

※1 III.6 宇宙科学・探査のうち、「宇宙科学に関する学術研究」については文部科学省のみが評価を担当。  
 ※2 令和5年度の目標変更により新設。

研究開発に係る事務及び事業に関する評価

S: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

B: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」または「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D: 国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」または「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め段階的工夫、改善等が求められる。

(「独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定)より)

研究開発以外の事務事業に関する評価

S: 国立研究開発法人の活動により、中長期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A: 国立研究開発法人の活動により、中長期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中長期計画値(又は対年度計画値)が120%以上とする。)

B: 中長期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。

C: 中長期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。

D: 中長期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中長期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認められた場合)。

(「独立行政法人の評価に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定)より)